

北海道告示第11408号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項に掲げる小型機船底びき網漁業(ししゃもこぎ網漁業)(えりも以西海域)について、制限措置を次のとおり定めた。

令和2年12月1日

北海道知事 鈴木直道

制限措置							備 考
(1)漁業種類	(2)操業区域		(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数	(6)漁業を営む者の資格	
小型機船底びき網漁業(ししゃもこぎ網漁業)	胆振A海域	別記のとおり	毎年、10月1日から12月10日まで	－ (許可又は起業の認可を受けている船舶の数:13隻)	5トン未満	胆振総合振興局管内に住所を有する者	
同 上	胆振B海域	別記のとおり	同 上	－ (許可又は起業の認可を受けている船舶の数:8隻)	同 上	同 上	
同 上	胆振C海域	別記のとおり	同 上	－ (許可又は起業の認可を受けている船舶の数:20隻)	同 上	同 上	
同 上	日高A海域	別記のとおり	同 上	－ (許可又は起業の認可を受けている船舶の数:30隻)	同 上	日高振興局管内に住所を有する者	
同 上	日高B海域	別記のとおり	同 上	－ (許可又は起業の認可を受けている船舶の数:5隻)	同 上	同 上	
同 上	日高C海域	別記のとおり	同 上	－ (許可又は起業の認可を受けている船舶の数:1隻)	同 上	同 上	
同 上	日高E海域	別記のとおり	同 上	－ (許可又は起業の認可を受けている船舶の数:1隻)	同 上	同 上	
同 上	日高F海域	別記のとおり	同 上	－ (許可又は起業の認可を受けている船舶の数:1隻)	同 上	同 上	

別記 操業区域

1. 胆振A海域

白老郡と苫小牧市の境界線と最大高潮時海岸線との交点から147度20分の線以東、苫小牧市と勇払郡の境界線と最大高潮時海岸線との交点から195度25分の線以西の海域。

ただし、水深15メートル以深の海域は除く。

なお、次のア、イ、ウ、エ、オの点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた海域については、苫小牧港管理組合の同意した海域に限る。

ア 国土地理院三角点苫小牧から258度30分1,500メートルの点

イ アの点から175度00分 5,000メートルの点

ウ むかわ町と厚真町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から200度25分5,000メートルの点

エ むかわ町と厚真町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から200度25分2,700メートルの点

オ 国土地理院三角点上都台から264度39分1,325メートルの点。

2. 胆振B海域

苫小牧市と勇払郡の境界線と最大高潮時海岸線との交点から195度25分の線以東、勇払郡厚真町と同郡むかわ町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から200度25分の線以西の海域。

ただし、水深15メートル以深の海域は除く。

なお、次のア、イ、ウ、エ、オの点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた海域については、苫小牧港管理組合の同意した海域に限る。

ア 国土地理院三角点苫小牧から258度30分1,500メートルの点

イ アの点から175度00分5,000メートルの点

ウ むかわ町と厚真町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から200度25分5,000メートルの点

エ むかわ町と厚真町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から200度25分2,700メートルの点

オ 国土地理院三角点上都台から264度39分1,325メートルの点

3. 胆振C海域

勇払郡厚真町と同郡むかわ町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から200度25分の線以東、勇払郡と沙流郡の境界線と最大高潮時海岸線との交点から206度55分の線以西の海域。

ただし、水深15メートル以深及び次の点で囲まれた鷗川河口附近の海域は除く。

ア 鷗川河口左から海岸線1,000メートルの点

イ 同点から真方位220度08分、1,000メートルの点

ウ 鷗川河口右から海岸線1,000メートルの点

エ 同点から真方位221度17分、1,000メートルの点

なお、次のア、イ、ウ、エ、オの点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた海域については、苫小牧港管理組合の同意した海域に限る。

ア 国土地理院三角点苫小牧から258度30分1,500メートルの点

イ アの点から175度00分5,000メートルの点

ウ むかわ町と厚真町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から200度25分5,000メートルの点

エ むかわ町と厚真町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から200度25分2,700メートルの点

オ 国土地理院三角点上都台から264度39分1,325メートルの点

4. 日高A海域

勇払郡と沙流郡の境界線と最大高潮時海岸線との交点から206度55分の線以東、沙流郡と新冠郡の境界線と最大高潮時海岸線との交点から214度53分の線以西の海域。

ただし、水深15メートル以深及び北海道漁業調整規則第43条に定める沙流川河口附近の海域は除く。

5. 日高B海域

沙流郡と新冠郡の境界線と最大高潮時海岸線との交点から214度53分の線以東、新冠郡と日高郡の境界線と最大高潮時海岸線との交点から215度00分の線以西の海域。

ただし、水深15メートル以深及び北海道漁業調整規則第43条に定める新冠川河口附近の海域は除く。

6. 日高C海域

新冠郡と日高郡の境界線と最大高潮時海岸線との交点から215度00分の線以東、日高郡新ひだか町静内春立と日高郡新ひだか町三石西端の境界線と最大高潮時海岸線との交点から200度00分の線以西の海域。

ただし、水深15メートル以深及び北海道漁業調整規則第43条に定める静内川河口附近の海域は除く。

7. 日高E海域

日高郡と浦河郡の境界線と最大高潮時海岸線との交点から237度30分の線以東、浦河郡浦河町宇東栄と同郡同町絵笛の境界線と最大高潮時海岸線との交点から204度55分の線以西の海域。

ただし、水深15メートル以深の海域は除く。

8. 日高F海域

浦河郡浦河町宇東栄と同郡同町絵笛の境界線と最大高潮時海岸線との交点から204度55分の線以東、浦河郡と樺似郡の境界線と最大高潮時海岸線との交点から194度30分の線以西の海域。

ただし、水深15メートル以深及び北海道漁業調整規則第43条に定める日高幌別川河口附近の海域は除く。